

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の権利を尊重し平等性を確保するとともに、株主と建設的な対話を行うことで株主の権利・利益を守り、また、株主を含むステークホルダーと適切に協働することで、当社の持続的な成長と長期的な企業価値の向上ができると考えております。そこで、会社情報を適切に開示し経営の透明性を確保するとともに、社外役員を軸とした経営の監督機能を強化することで、迅速・果断な意思決定を行うことができる体制を構築し、その充実に継続的に取り組む続けることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としたヤマックス「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
茂森 潔	76,200	6.58
茂森 拓	41,100	3.54
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	40,000	3.45
平松 裕将	37,500	3.23
宇部三菱セメント株式会社	36,500	3.15
ヤマックス従業員持株会	25,872	2.23
株式会社みずほ銀行	24,000	2.07
株式会社南日本銀行	24,000	2.07
株式会社麻生	24,000	2.07
共和コンクリート工業株式会社	22,000	1.89

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

大株主の状況は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	ガラス・土石製品
----	----------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
津留 清	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津留 清		_____	同氏は弁護士として企業法務に関する豊富な経験と実績を重ねられた優れた人材であり、当社経営への監督と助言を期待できることから社外取締役に選任致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、適宜、会合を持ち、監査役は、会計監査人の監査計画の承認、決算時の監査実施状況の立会い並びに監査結果の報告を受け、その確認を行っております。

また、内部監査室と監査役は、監査に関して常日頃から意見を交換し、協力して監査を行うなどしており、内部監査室の監査で問題が発覚した場合など、監査役が客観的な立場から、担当の取締役意見し指導を行っております。また、財務報告に係る内部統制でも会計監査人と連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 邦介	他の会社の出身者													
松山 隆文	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 邦介		_____	平成2年7月から平成15年6月まで当社の経理・財務部長等を歴任するなど、豊富な経験と実績を有する優れた人材であります。同氏は当社の株式を1,000株保有しておりますが、企業統治において果たす機能及び役割への影響は無いとの判断をしており、また同氏は平成11年6月に当社の取締役役に就任しておりますが、退任後(平成15年6月)、10年以上の月日が経過しており、独立性は確保されていると判断しております。

松山 隆文	○	_____	金融機関等で、経営に関する豊富な経験と実績を重ねられた優れた人材であります。同氏は、株式会社鹿児島銀行の監査部長を退任後、株式会社鹿児島リースの常勤監査役、株式会社インフラテックの取締役を経て当社の監査役に就き、現在は他社との契約はありません。同氏は当社と特別の関係はなく、「有価証券上場規程に関する取扱い要領」に定める独立性の判断基準に準拠し、独立役員に指定しております。
-------	---	-------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

2019年6月26日 第56回定時株主総会 信託型役員株式給付制度導入

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書(2019年3月期)
役員報酬等の内容
取締役(社外取締役を除く。)187百万円
監査役(社外監査役を除く。)4百万円
社外役員 5百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役の補佐を担当するセクションは設置していませんが、取締役会・監査役会の招集事務、議事録の作成、その他取締役会・監査役会の運営に関する事務及び重要な事項等につきましては、主に管理担当取締役及び常勤監査役が適時行っております。同時に内部監査担当者がサポートに回り管理担当取締役・常勤監査役と連携を図りながら、社外取締役・社外監査役への情報伝達を担っております。また、社外取締役・社外監査役からの照会に応えるとともに、必要な場合は資料送付なども行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役9名(社外取締役1名含む)で構成され、取締役会を毎月開催し、会社法等に定められた事項及び経営に関する重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、取締役間意思疎通と業務の執行に対する監督を行っております。社外取締役を選任し、全ての株

主との利害関係の共有化を図る観点から、取締役会や経営計画の進捗状況に対する意見を表明するなど、取締役会の監督機能も担っております。また、執行役員制度を採用し経営機構を意思決定と業務執行に分離するなど、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

当社は監査役会設置会社であり、当社の監査役会は監査役3名(社外監査役2名含む)で構成され、定例的に監査役会を開催し、監査役間で情報の共有化を図っております。監査役は、取締役会やその他重要な会議にも常時出席し、経営及び事業に関わる案件について随時、監査・監督を行っております。社外監査役は、外部の視点で経営監査を強化するとともに、経営に対する多様な意見を表明しております。更に、社内には内部監査室を設置し、全部署を対象として業務の適正な運営、改善、効率の増進を図ることを目的として、計画的かつ網羅的な内部監査を行っております。

会計監査人は「有限責任監査法人トーマツ」に依頼しており、また、企業経営やコンプライアンスに関し必要に応じて、顧問弁護士、税理士、会計監査人などの専門家からアドバイスを受ける体制を採っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名と社外監査役2名の計3名の社外役員を選任しており、社外取締役は、その豊富な経験および識見に基づき、独立した立場および外部の客観的な視点から、取締役会への助言機能および経営の監督機能を担い、社外監査役は独立した立場および外部の客観的な視点から、実効性の高い監査を行っております。

当社としては、社外取締役と社外監査役を通じ、現在の経営の監視・監督機能が十分に果たされており、適切なコーポレート・ガバナンス体制が確保できていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日を回避した日程で開催するように設定しております。
その他	株主総会の事業報告はビジュアル化(スライド上映)を行い、わかりやすい説明を心掛けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(http://www.yamax.co.jp/)に当社のIRポリシーを掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.yamax.co.jp/)において投資家様向けの情報(決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社案内、株主総会招集通知)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの担当部署は管理本部で、取締役管理本部長の長岡純生をIR責任者に選任しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境共生型企業を見据えたゼロ・エミッションへの取り組みとして、一般廃棄物等を高温で溶かすことにより生成される「ごみ熔融スラグ」をコンクリート二次製品の細骨材として利用することで、循環型社会の構築を目指して活動を続けております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、法令の遵守やリスクの予防を前提に、全部署を対象として業務の適正な運営、改善、効率の増進を図ることを目的として、計画的かつ網羅的な内部監査を行っており、内部統制の更なる強化に向けて情報の伝達や監視活動に努めております。

また、内部統制システムに関する基本的な考え方として以下の11項目を「内部統制システムの基本方針」として定めております。

(2015年4月27日 取締役会決議)

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室が定期的実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規則が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上に努め、監査結果を代表取締役社長に報告しております。

(2) 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役及び執行役員が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。また、情報セキュリティマネジメントシステムの一環として会社情報に係る規程に基づき、すべての情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を構築しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適正な対応策を準備すること等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。具体的には、損失の危険即ちリスクの全般的なコントロールを行う部署として、管理本部内に事業管理課を設置し、リスク毎に担当部署を定め定期的に対応策の見直しを行い、リスク管理に関する体制、方針及び施策等を総合的に検討して、代表取締役社長(取締役会)に答申することとしております。特に、当社事業の特性上重要度の高いリスクである一定額以上の与信に係る信用リスクについては、代表取締役社長を議長とする事業推進会議及び執行役員会において、市場金利の変動等によるリスクについては、経営企画会議及び取締役会において、それぞれ総合的な判断に基づき管理しております。

(4) 当社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しており、事業計画を達成するため、取締役及び執行役員の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

また、取締役会の下に代表取締役が議長を務める執行役員会を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及施策の実施等について審議し意思決定を行っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社の取締役及び監査役が主要な子会社及び主要な関連会社の経営会議に参加することにより、適切な経営管理を行っております。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門と子会社の管理部門間で定期的なミーティングを行い、事業運営に関する報告と重要事項の事前協議を行う体制を整備しております。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、事業年度毎に事業計画を策定し、事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

(ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対しては、監査役会及び内部監査室が定期的に監査を実施して、業務の適正を確保する体制を整備しております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、設置された内部監査室の室員として、監査役の職務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助業務の執行においての指揮命令権限は監査役に帰属しており、人事異動や人事評価に関しても、取締役からの独立性が担保されております。また、当該補助業務を行う使用人の人選に関しては監査役と事前協議を経た上で人選し、兼務の場合は監査役補助業務を優先して行うこととしております。

(8) 当社の監査役に報告するための体制

(イ) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制

監査役は、取締役会のほか、執行役員会、事業推進等の経営会議、各種委員会等にも出席し、重要な報告を受ける体制としております。また、内部通報情報や不正事故等の事故情報についても、担当取締役が代表取締役社長へ報告すると同時に監査役会へ報告することとしており、その他、安全衛生管理及び品質管理に係る情報についても内部監査室及び安全衛生管理室を通じて監査役会に報告することとしております。

(ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する為の体制

子会社の内部通報情報や不正事故等の事故情報についても、担当取締役が代表取締役社長へ報告すると同時に監査役会へ報告することとしており、その他、子会社の安全衛生管理及び品質管理に係る情報についても内部監査室及び安全衛生管理室を通じて監査役会に報告することとしております。

(9) 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

コンプライアンスの強化を目的とした「内部通報規程」により、報告をしたことにより報告者が不利な取扱いを受けないこととしております。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役会が監査に際し必要な費用を請求し、それが監査役職務の執行に必要なものでないことを認められる場合を除きこれを拒むことが出来ないこととしております。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしております。また、「内部監査規程」において、内部監査室長は監査役との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力に対する基本方針」

当社は、健全な会社経営ならびに社会の秩序や安全の確保を目的として下記の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定めこれを遵守します。

- 1) 反社会的勢力による不当要求に対し、対応部署を設置し組織全体として対応すると共に、担当従業員の安全確保にも努めます。
- 2) 反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から警察・弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の強化を図ります。
- 3) 反社会的勢力とは取引を含めて一切の関係を遮断します。
- 4) 反社会的勢力による不当要求には一切応じず毅然として法的対応にて臨みます。
- 5) 如何なる理由にせよ反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、中期経営計画を忠実に実行するとともに、各種委員会設置の検討及び規程の整備を行い、コンプライアンスの周知徹底に努めてまいります。

